

社会福祉法人 自立生活福祉会
訪問介護 ゆうゆう
指定障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護）運営規程

（事業の目的）

- 第1条 社会福祉法人 自立生活福祉会が開設する訪問介護ゆうゆうにおいて実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に基づく居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことにより、障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。
- 2 事業所において実施する法に基づく重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定重度訪問介護」という。）の事業は、利用者（重度の肢体不自由者であって常時介護を有する障害者をいう。）が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うことにより障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施にあたっては、前三項の他、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び「新潟市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年新潟市条例第80号）」に定める内容のほか関係法令を遵守する。

（事業所の名称等）

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
- | | |
|-------|--------------------|
| 一 名称 | 訪問介護 ゆうゆう |
| 二 所在地 | 新潟県新潟市西区小針5丁目1番47号 |

（職員の職種、員数、及び職務内容）

- 第4条 事務所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 二 サービス提供責任者 介護福祉士等1名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する居宅介護等の利用申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導、居宅介護等計画の作成等を行うとともに自らもサービス

の提供に当たる。

- 三 従業者 2級課程以上修了者等 常勤換算数2.5名以上
従業者は、居宅介護等の提供に当たる。
- 四 事務職員 1名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事務所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。
但し、祝祭日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 ただし、利用者の希望に応じて、24時間常時サービスの提供が可能な体制とする。

(居宅介護等の内容及び利用料等)

第6条 居宅介護等の内容は次のとおりとする。

(1) 居宅介護

① 身体介護

- ア 食事の介護
- イ 排せつの介護
- ウ 衣類着脱の介護
- エ 入浴の介護
- オ 身体の清拭、洗髪
- カ その他必要な身体の介護

② 家事援助

- ア 調理
- イ 衣類の洗濯、補修
- ウ 住居等の掃除、整理整頓
- エ 生活必需品の買い物
- オ 関係機関との連絡
- カ その他必要な家事

(2) 重度訪問介護

- ア ①の身体介護
- イ ②の家事援助
- ウ 外出時の介護

(3) 通院の介助(事業所の従業者が自ら自動車を運転して実施する通院等の介助を除く。)

(4) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (3) に掲げる便宜に附帯する計画の作成、介護、家事、相談、助言等その他必要な便宜。

【利用料金】

居宅介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額を利用者又はその扶養義務者から市町村が定める負担上限月額範囲内において徴収する。

さらに、市町村が定める利用者負担額の軽減措置に応じて上記利用者負担額を減額することができる。

法定代理受領を行わない居宅介護等を提供した際は、その全額を利用者又はその扶養義務者から徴収する。

2 前項のほか通常の事業実施地域を越えて行う指定居宅介護等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車及びバイクを使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

一 利用者宅からヘルパー宅間及び利用者宅から事業所間の往復の総走行距離（キロ）に50円を乗じた金額

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書等で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 従業者は、居宅介護等実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、新潟市とする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知する。

（苦情解決）

第10条 提供した指定居宅介護等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

（その他運営についての留意事項）

第11条 従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるとともに、従業者の勤務の体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回
- 2 従業者はその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 5 利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から5年間保存する。

附則

1. この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 23 年 6 月 1 日より一部改正して施行する。
第 4 条 職員の員数
3. この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より一部改正して施行する。
第 4 条 職員の員数
4. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より一部改正して施行する。
第 4 条 職員の員数
5. この規程は、平成 29 年 10 月 1 日より一部改正して施行する。
第 4 条 職員の員数
6. この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より一部改正して施行する。
第 9 条 虐待の防止のための措置に関する事項,
第 11 条 その他運営についての留意事項